

議案第 80 号

狭山市税条例の一部を改正する条例

狭山市税条例（昭和 30 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

附則第 18 条の 12 の次に次の 1 条を加える。

（個人の市民税の税率の特例）

第 18 条の 13 平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第 31 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額に 500 円を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 24 年 11 月 27 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に伴い、個人の市民税について、均等割の税率の特例を定めたいので、この案を提出するものである。